

令和 2 年 2 月 3 日

令和 2 年登米市議会定例会 2 月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
議 案 第 4 号	令和元年度登米市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議 案 第 5 号	令和元年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 6 号	令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 7 号	令和元年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 8 号	令和元年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）	別冊
議 案 第 9 号	令和元年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 10 号	令和元年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 11 号	令和元年度登米市水道事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 12 号	令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第6号）	別冊
議案第 13 号	令和元年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第 14 号	令和2年度登米市一般会計予算	別冊
議案第 15 号	令和2年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 16 号	令和2年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 17 号	令和2年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 18 号	令和2年度登米市土地取得特別会計予算	別冊
議案第 19 号	令和2年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議案第 20 号	令和2年度登米市水道事業会計予算	別冊
議案第 21 号	令和2年度登米市下水道事業会計予算	別冊
議案第 22 号	令和2年度登米市病院事業会計予算	別冊
議案第 23 号	令和2年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊

議案第 24 号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について	7
議案第 25 号	登米市監査委員条例の一部を改正する条例について	8
議案第 26 号	登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 27 号	登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	10
議案第 28 号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	11
議案第 29 号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	12
議案第 30 号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について	13
議案第 31 号	登米市教育研究所条例の一部を改正する条例について	14
議案第 32 号	登米市敬老祝金等条例の一部を改正する条例について	15
議案第 33 号	登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について	16
議案第 34 号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について	18
議案第 35 号	登米市適応指導教室条例の一部を改正する条例について	19
議案第 36 号	登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について	20
議案第 37 号	指定管理者の指定について（とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場及び歴史資料館）	23
議案第 38 号	指定管理者の指定について（米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園）	24
議案第 39 号	指定管理者の指定について（豊里地域産物活用施設）	25
議案第 40 号	指定管理者の指定について（津山木工加工研修施設）	26
議案第 41 号	指定管理者の指定について（長沼フートピア公園）	27
議案第 42 号	指定管理者の指定について（東和物産館及び東和活性化施設）	28
議案第 43 号	指定管理者の指定について（もくもくランド）	29
議案第 44 号	指定管理者の指定について（登米市道の駅三滝堂地域活性化施設）	30
議案第 45 号	市道路線の認定について	31
議案第 46 号	令和元年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	32

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	鈴木 泰子
住 所	登米市東和町

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	小野寺 文晃
住 所	登米市石越町

議案第24号

登米市印鑑条例の一部を改正する条例について

登米市印鑑条例（平成 17 年登米市条例第 11 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市印鑑条例の一部を改正する条例

登米市印鑑条例（平成 17 年登米市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「15 歳未満の者及び成年被後見人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 15 歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 5 条第 2 項中「記録されている」を「記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第 6 条第 3 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

登米市監査委員条例の一部を改正する条例について

登米市監査委員条例（平成17年登米市条例第35号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市監査委員条例の一部を改正する条例

登米市監査委員条例（平成 17 年登米市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（随時監査等）」に改め、同条中「第 199 条第2項及び第5項若しくは第7項又は第235条の2第2項」を「第199条第2項、第5項、第7項若しくは第235条の2第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第27条の2第1項」に改める。

第7条の見出し中「監査等」を「監査」に改め、同条第1項中「又は第243条の2第3項」を「、第243条の2の2第3項又は地公企法第27条の2第1項若しくは第34条」に改め、「又は検査」を削り、同条第2項中「又は検査」を削る。

第10条第1項中「、法」を「及び」に、「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）」を「地公企法」に改め、同条第2項を削る。

第11条を削る。

第12条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項又は地公企法第34条」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 26 号

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例について

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護時間」の次に「、不妊治療休暇」を加える。

第15条の2第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（不妊治療休暇）

第15条の3 不妊治療休暇は、規則で定める職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、1回の申請につき、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 第15条第3項の規定は、不妊治療休暇について準用する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び不妊治療休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 27 号

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 61 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「公務上の」を「公務又は通勤により生じた」に改める。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める。

第 12 条第 1 項第 4 号中「程度の」の次に「心身の故障による」を加える。

第 20 条第 2 項中「条例」を「規則」に改める。

第 23 条中「市長が」を「規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 28 号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市手数料条例の一部を改正する条例

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 29 号

登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市基金条例の一部を改正する条例

第1条 登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表(13)の項中「医療費の増嵩により保険給付費に不足が生じたときの財源、保険料率」を「保険税率」に改める。

第2条 登米市基金条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中(4)の項を削り、(5)の項を(4)の項とし、(6)の項を(5)の項とし、(7)の項を(6)の項とし、(8)の項を削り、(9)の項を(7)の項とし、(10)の項から(22)の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

議案第 30 号

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表つやま幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 31 号

登米市教育研究所条例の一部を改正する条例について

登米市教育研究所条例（平成17年登米市条例第90号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市教育研究所条例の一部を改正する条例

登米市教育研究所条例（平成 17 年登米市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市教育支援センター条例

第1条中「登米市教育研究所」を「登米市教育支援センター」に、「「教育研究所」を「「教育支援センター」に改める。

第2条中「教育研究所の」を「教育支援センターの」に改め、同条の表中「登米市教育研究所」を「登米市教育支援センター」に改める。

第3条中「教育研究所」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 32 号

登米市敬老祝金等条例の一部を改正する条例について

登米市敬老祝金等条例（平成17年登米市条例第119号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市敬老祝金等条例の一部を改正する条例

登米市敬老祝金等条例（平成17年登米市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、9月1日現在において」を削り、「者で」を「者のうち」に、「次条の年齢に到達する者」を「95歳又は100歳に達する者であって、次の各号に掲げる要件に該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 95歳 当該年度の9月1日において、市内に引き続き5年以上住所を有する者

(2) 100歳 当該年度の誕生日において、市内に引き続き10年以上住所を有する者
第2条第2項を削る。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 95歳 20,000円

(2) 100歳 100,000円

第3条第3号から第5号までを削る。

第4条ただし書中「第2条第2項」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 33 号

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について

登米市道路占用料条例（平成 17 年登米市条例第 198 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 2 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例

登米市道路占用料条例（平成 17 年登米市条例第 198 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「300」を「380」に、「470」を

「

270
440

」を「

340
540

」に、

「600」を「740」に、「27」を「34」に、
「

270
160

」を

「

330
200

」に、「540」を「680」に、「230」を「280」に改め、同表法第 32 条

第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「11」を「14」に、「16」を「20」に、「24」を「30」に、「33」を「41」に、「49」を「61」に、「65」を「81」に、「110」を「140」に、「160」を「200」に、「330」を「410」に改め、同表中

「

540
時価に 0.005 を

」を「

680
時価に 0.005 を

」に改め、同表道路法施行令

乗じて得た額
時価に 0.008 を乗じて得た額
時価に 0.01 を乗じて得た額
340
200
540

」

乗じて得た額
時価に 0.008 を乗じて得た額
時価に 0.01 を乗じて得た額
330
200
680

」

(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。) 第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「440」を「540」に、「340」を「330」に改め、同表中

「

540
時 価 に 0.034 を乗じて得た額
67
54

を

「

680
時 価 に 0.033 を乗じて得た額
67
68

に、「0.024」を「0.023」に、

」

」

「0.034」を「0.033」に、「0.017」を「0.016」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

議案第 34 号

登米市都市公園条例の一部を改正する条例について

登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市都市公園条例の一部を改正する条例

登米市都市公園条例（平成 17 年登米市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(2)の表を次のように改める。

(2) 公園を占有する場合の使用料

区分	使用料
登米市道路占用料条例（平成 17 年登米市条例第 198 号）別表（以下「別表」という。）に定める占有物件	別表に定める額
別表に定めのない占有物件	市長が別に定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議案第 35 号

登米市適応指導教室条例の一部を改正する条例について

登米市適応指導教室条例（平成18年登米市条例第60号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市適応指導教室条例の一部を改正する条例

登米市適応指導教室条例（平成18年登米市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「登米市中田町上沼字大柳 117 番地2」を「登米市中田町上沼字館43 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 36 号

登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

登米市企業立地促進条例（平成 18 年登米市条例第 61 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例

登米市企業立地促進条例（平成 18 年登米市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「立地」を「新設等」に改める。

第 2 条第 1 号中「、運輸業、情報通信業」を「及び運輸業」に改め、同条第 9 号及び第 10 号を削る。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、増設の場合の指定は、1 回限りとする。

第 4 条第 1 項第 1 号中「新設の」を「市が造成した工業団地に新設した」に、「10 人」を「5 人」に改め、「うち、」を削り、「5 人」を「3 人」に改め、同項第 2 号中「移設の」を「市が造成した工業団地以外に新設等した」に、「3,000 万円」を「1,000 万円」に、「移設に」を「新設等に」に、「増加する」を「新たに雇用する」に、「5 人」を「2 人」に改め、「うち、」を削り、「3 人」を「1 人」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削る。

第 8 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 企業立地促進奨励金の交付額は、新設等に係る固定資産に対して課する固定資産税額に相当する額とする。
- 3 企業立地促進奨励金の交付期間は、新設等した事業所の操業開始後、最初に固定資産税を課する年度から起算して 3 年間とする。

第 8 条の 2 第 2 項を次のように改める。

- 2 企業立地投資奨励金の交付額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 市が造成した工業団地に新設した場合

ア 投下固定資産額が 3,000 万円以上で、かつ、新設に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が 5 人以上（市内に住所を有する者 3 人以上を含む。）の場合は、投下固定資産額又は地方税法第 341 条第 9 号に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額のいずれか少ない額から投下固定資産額を対象として交付された企業立地促進奨励金以外の奨励金その他の給付金を減じて得た額（以下「基礎額」という。）に 100 分の 20 を乗じて得た額とし、1 億円を限度とする。

イ 投下固定資産額が 5 億円以上で、かつ、新設に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が 10 人以上（市内に住所を有する者 5 人以上を含む。）の場合は、基礎額に 100 分の 20 を乗じて得た額とし、2 億円を限度とする。

(2) 市が造成した工業団地以外に新設等した場合

ア 投下固定資産額が 1,000 万円以上で、かつ、新設等に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が 2 人以上（市内に住所を有する者 1 人以上を含む。）の場合は、基礎額に 100 分の 20 を乗じて得た額とし、3,000 万円を限度とする。

イ 投下固定資産額が 2 億円以上で、かつ、新設等に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が 3 人以上（市内に住所を有する者 2 人以上を含む。）の場合は、基礎額に 100 分の 20 を乗じて得た額とし、5,000 万円を限度とする。

第 8 条の 2 第 3 項中「3 年」を「5 年」に改める。

第 8 条の 3 第 2 項中「とし、1 億 6,000 万円を限度」を削る。

第 10 条第 1 項中「3 か年間に限り」を「3 年間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市が造成した工業団地に事業所を新設した場合は、営業開始日の属する月から起算して 5 年間交付することができる。

第 10 条第 2 項を次のように改める。

2 上水道料金助成金の交付額は、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 営業開始日の属する月から起算して 36 月まで 支払った上水道料金の額（旧事業所を解体し、並びに同一敷地内に新事業所を建設した場合であって、生産能力及び生産面積が共に拡大すると認められるときは、新事業所で支払った上水道料金と旧事業所で営業を行っていた期間中に支払った上水道料金の差額）に 100 分の 30 を乗じて得た額とし、1 年で 500 万円を限度とする。

(2) 営業開始日の属する月から起算して 37 か月から 48 か月まで 支払った上水道料金の額に 100 分の 20 を乗じて得た額とし、1 年で 300 万円を限度とする。

(3) 営業開始日の属する月から起算して 49 か月から 60 か月まで 支払った上水道料金の額に 100 分の 10 を乗じて得た額とし、1 年で 100 万円を限度とする。

第10条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の登米市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に対象企業者の指定を受けた企業（施行日前に市長に対し事業所の新設を誓約する書面を提出した企業（以下「立地予定企業」という。）を除く。）について適用し、施行日前に対象企業者の指定を受けた企業及び立地予定企業については、なお従前の例による。

議案第 37 号

指定管理者の指定について（とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場及び歴史資料館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市とよま観光物産センター条例（平成17年登米市条例第189号）第3条、登米市春蘭亭条例（平成17年登米市条例第190号）第3条、登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項及び登米市歴史資料館条例（平成17年登米市条例第93号）第13条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

とよま観光物産センター

春蘭亭

登米寺池城址公園

登米駒つなぎの広場

歴史資料館（警察資料館、教育資料館、水沢県庁記念館、伝統芸能伝承館）

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市登米町寺池桜小路2番地の1

（名称） 株式会社とよま振興公社

（代表者名） 代表取締役 河内 安雄

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第38号

指定管理者の指定について（米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市産地形成促進施設条例（平成17年登米市条例第165号）第3条及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町西野字新遠田 67 番地

（名称） 株式会社 Y・Y

（代表者名） 代表取締役 主藤 正彰

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第39号

指定管理者の指定について（豊里地域産物活用施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市豊里地域産物活用施設条例（平成17年登米市条例第177号）第4条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

豊里地域産物活用施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市豊里町上屋浦16番地

（名称） 豊里地域産物活用施設運営組合

（代表者名） 組合長 志賀 元一

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第40号

指定管理者の指定について（津山木工加工研修施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市津山木工加工研修施設条例（平成17年登米市条例第179号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

津山木工加工研修施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市津山町横山字細屋26番地の1

（名称） 津山木工芸品事業協同組合

（代表者名） 理事長 佐々木 喜市

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第41号

指定管理者の指定について（長沼フートピア公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

長沼フートピア公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町北方字天形 161 番地 84

（名称） 長沼ふるさと物産株式会社

（代表者名） 代表取締役 尾形 忠藏

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第42号

指定管理者の指定について（東和物産館及び東和活性化施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市東和物産交流施設条例（平成17年登米市条例第191号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

東和物産館及び東和活性化施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町米川字飯土井20番地の1

（名称） 株式会社みやぎ東和開発公社

（代表者名） 代表取締役 菅原 文之

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第43号

指定管理者の指定について（もくもくランド）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市もくもくランド条例（平成17年登米市条例第195号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称
もくもくランド
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市津山町横山字細屋 26 番地 1
（名称） 協同組合もくもくランド
（代表者名） 理事長 佐々木 喜市
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

議案第44号

指定管理者の指定について（登米市道の駅三滝堂地域活性化施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市道の駅三滝堂地域活性化施設条例（平成28年登米市条例第27号）第4条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市道の駅三滝堂地域活性化施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町米川字飯土井 20 番地の 1

（名称） 株式会社みやぎ東和開発公社

（代表者名） 代表取締役 菅原 文之

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第45号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
49064	本町7号線	中田町石森字本町 12番6地先 中田町石森字本町 12番8地先	84.5	4.0 ～ 8.0
53981	白鳥・中谷岐線	豊里町白鳥 1番14地先 豊里町中谷岐 158番4地先	375.3	4.0 ～ 16.4
83602	瀬ノ刈5号線	南方町瀬ノ刈 63番10地先 南方町瀬ノ刈 63番7地先	32.5	6.0 ～ 19.3

議案第 46 号

令和元年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和元年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金18,000,000円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 引当金計上する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
看護師奨学金貸付金	令和元年度	18,000,000	18,000,000	18,000,000

2 資本剰余金を処分する日付

令和2年3月31日